

令和元年7月18日

吉岡町立小中学校 保護者 様

吉岡町教育委員会
教育長 山口 和良

学校への電話連絡について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育についてご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、昨今の「働き方改革」により、学校現場においても文部科学省や群馬県教育委員会より、教職員の適正な勤務のあり方について指針が示されました。これにより、吉岡町でも、職員間の協働強化や部活動の軽減などの対策を講じて参りました。

本年度からは超過勤務時間の具体的上限値も示され、より厳格な管理が求められています。

つきましては、職員の適正な勤務時間を管理する観点から、保護者の方が学校へ電話連絡をする際は、下記の時間帯をお願いいたします。

教職員が、心身共に健康を保ちながら児童生徒の指導にあたる勤務態勢を維持するために、是非ともご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 学校への電話連絡が可能な時間帯

| | 小 学 校 | 中 学 校 |
|-------------|---------------------|--|
| 授 業 日 | 7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 | 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 (冬季は19 : 0 0まで) |
| 夜間・休日・完全閉庁日 | 下記の「緊急連絡先」をご覧ください | |
| 長期休業日の平日 | 8 : 1 5 ~ 1 6 : 4 5 | |

※本来の職員の勤務時間は、8時15分から16時45分と定められていますので、上記の時間帯であっても、連絡をとりたい職員が学校にいない場合や、学校行事、教職員研修、定時退勤日の設定などにより全校職員が不在になることもありますのでご了承ください。

2 緊急連絡先

- ①お子様の事故や災害…警察、救急、消防にお願いします。
- ②中学校部活動…各部活動で決められた方法・時間帯で、顧問へ連絡をしてください。
- ③夜間・休日・完全閉庁日…吉岡町役場にて緊急連絡を受けています。(54-3111)
※「学校名・児童生徒名・保護者名・用件・返信の要・不要」を整理の上、連絡をお願いします。

3 上記の設定の開始日…2学期（8月26日）からお願いします。